

各位

鳥取労働局長登録教習機関（鳥労登教第51号）

登録教習有効期限（令和11年3月30日）

（公社）建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部

支部長 天野 真明



高所作業車運転技能講習開催のご案内

作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転業務については、労働安全衛生法に基づき、都道府県労働局長登録教習機関の実施する技能講習を修了した方でなければ、従事できないことになっております。

当協会は登録教習機関として、下記要領により運転技能講習を実施いたします。現在、資格をお持ちでない方は、是非ご受講ください。

1. 受講対象者

満18才以上で、かつ、下記のいずれかの資格をお持ちの方

- (イ) 移動式クレーン運転士免許をお持ちの方
- (ロ) 小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方
- (ハ) 建設業法施行令第27条の3に規定されている建設機械施工技術検定に合格された方
- (ニ) 道路交通法による大型特殊、大型、中型、準中型または普通自動車運転免許をお持ちの方
- (ホ) フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習を修了された方
- (ヘ) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）、（基礎工事用）、（解体用）または不整地運搬車の運転技能講習（特例講習を含む）を修了された方

2. 開催日時および場所

[学科] 日時：令和8年5月19日（火）8:30～18:30 場所：中部建設会館3F（倉吉市東巖城町12）

[実技] 日時：令和8年5月21日（木）、22日（金）のいずれか1日 9:00～17:00

（実技日はこちらで振り分けます） 場所：JA鳥取中央東郷梨選果場（湯梨浜町中興寺343）

3. 定員 40名（お申込者数が少ないと、中止する場合があります。中止の決定は、受講をお申込みいただいた方にのみ、ご連絡いたします。）※ただし、作業床には200kgまでの重量制限がございます。詳細は事務局まで

4. 受講料等（消費税込み）

[受講料] 受講資格（イ）～（ロ）に該当する方：36,960円 （ハ）～（ヘ）に該当する方：41,580円

[テキスト代等] 一般：1,980円 当協会会員：990円

5. 講習科目および講習時間 ※遅刻または早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことになりません。

[学科] ・作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 8:30～12:15、13:00～14:30

(5時間、休憩含む)

・運転に必要な一般的事項に関する知識 14:35～16:35 (2時間)

・関係法令 16:40～17:40 (1時間)

・学科試験 17:45～18:30 (45分)

[実技] ・作業のための装置の操作 9:00～12:00、13:00～16:00 (6時間)

・実技試験 16:00～17:00 (1時間)

※学科講習につきましては、受講資格（イ）～（ロ）に該当する方も、講習時間は8時間（通常6時間以上）といたしますので、ご了承ください。実技講習につきましては、悪天候等により延期または中止する場合があります。また、学科・実技の講習時間中のスマートフォン、携帯電話等の使用を禁止いたします。（休憩時間を除く）

6. 申込締め切り日 令和8年4月22日(水)(なお、締め切り日前でも、お申込み者数が定員に達しましたら締め切りますので、お早めにお申込みください。)

7. 修了証の交付

所定の時間をすべて受講し、かつ、学科試験、実技試験ともに合格された方に、後日交付いたします。

8. お申込み要領

(1) 受講をご希望の方は、別紙の「(仮)申込書」に必要事項をご記入の上、受講資格を証明する修了証等の写しと共に、当支部へFAX等でお送りください。記載内容を審査の上、受講可能な場合は改めて、「受講申込書」と「受講票」をお送りいたします。

(2) 受講申込書に漏れのないようご記入、申請者(1カ所)と事業者(表と裏の2カ所)の捺印の上、「(3)添付書類」を同封して、当支部へ郵送等でお送りください。

(3) 申込書には下記の添付書類を同封してください。

①受講票(申込者の住所・氏名、事業場名等をご記入の上、85円切手をお貼りください。)

②写真(ﾀﾞｲ 3.0cm、ﾎﾞﾂ 2.4cm)2枚(正面、無帽で3ヶ月以内に撮影した同じもので、証明写真専用撮影機、証明写真撮影店舗で撮影したもの、または同等の品質のもの)

1枚は申込書に貼付して、もう1枚は裏面に氏名をご記入の上、添付してください。

③受講資格を証明する免許、修了証等の写し

(4) 振込先

4月に入りましたら、受講票と請求書をお送りしますので、請求書に記載された口座に、受講料にテキスト代等を加えて、受講者分をまとめて事業場名でご送金ください。

(経理処理の都合上、3月中のご送金(支部事務所での直接のお支払いを含む)はご遠慮ください。)

※振込手数料は受講者負担とさせていただきます。また、受講をお申込み後、受講取消しおよび変更のお申し出がありましても、受講料はご返金いたしませんので、ご了承ください。

(5) 申込書は下記へ郵送等してください。また、お申込み等でご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

(公社)建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部(〒682-0802 倉吉市東巖城町12 中部建設会館1F)

TEL:0858-22-1400 FAX:0858-23-4667 E-mail:sac131@mx1.alpha-web.ne.jp

講習当日の連絡先:070-3849-0838

9. 携行品

・顔写真付き身分証明書(自動車運転免許証等) :講習当日、受付時にご提示ください。

・学科:受講票、筆記用具

・実技:ヘルメット、墜落制止用器具(安全带)(不携帯の場合には受講できません。)

10. 個人情報の取り扱いについて

受講(仮)申込書、受講申込書および受講票にご記入いただいた個人情報につきましては、講習業務、修了証の発行・再発行、他の講習等の案内以外の目的には使用いたしません。

11. 駐車場について

学科会場の駐車場につきましては、建物側(南側ブロック)のみで、北側ブロック(指定番号あり)には、絶対に駐車禁止です。

高所作業車運転技能講習受講（仮）申込書

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 ・ 平成	
				年
住 所	〒			
事 業 場			電話：	
			FAX：	
所 在 地	〒		(公社) 建 荷 協	
			会 員	非 会 員

令和 年 月 日

(公社) 建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部長 殿

申 請 者 (受講者直筆)

受講資格

(該当項目及び該当数字を○で囲んで、修了証番号を記入してください)			照合欄
イ	移動式クレーン運転士免許を有する者	第 号	
ロ	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	第 号	
ハ	建設業法施行令による建設機械施工技術検定合格者	第 号	
ニ	道路交通法による大型特殊、大型、中型、準中型または普通自動車免許を有する者	第 号	
ホ	フォークリフトまたはショベルローダー等の運転技能講習を修了した者	第 号	
へ	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）、（基礎工事用）、（解体用）または不整地運搬車の運転技能講習を修了した者	第 号	
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 事 業 者 ㊟			

(注) 該当する資格修了証、または、所有運転免許証等の写しを添付すること。

学科会場への地図



実技会場（JA 鳥取中央東郷梨選果場）への地図

